

島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正について

1 改正要旨

多様な人材の参画を推進するための環境整備並びに行政手続における署名押印の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

欠席事由等の明文化、請願書への押印の見直しに伴い、所要の改正を行うもの。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないとき、又は遅参しようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印</u> <u>_____</u> <u>_____</u>しなければならない。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、<u>請願の趣旨、提出年月日、法人の</u></p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u> <u>_____</u>出席できないとき、又は遅参しようとするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)</u>を記載し、押印しなければならない。</p>

<p><u>名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p><u>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p><u>4 略</u></p>	<p><u>2 請願を_____紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。</u></p> <p><u>3 略</u></p>
---	---